

一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会

入会規則

(総則)

第1条 一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会（以下「本法人」とする。）の定款第2章に規定する会員の取り扱いについて必要な事項はこの入会規則に定める。

(入会受付)

第2条 正会員、学生準会員および賛助会員の入会は随時受け付けるものとする。

2 社会人学生は学生準会員には該当しない。

(入会手続き)

第3条 正会員ならびに学生準会員および賛助会員（個人または団体）になろうとする者は、本法人ウェブサイトにおいて所定の事項を登録する入会手続きを行い、速やかに当該年度の会費を支払わなければならない。

(入会手続きの完了)

第5条 本法人事務局は、新規入会希望者からの年会費の入金を確認したうえで、その者に会員番号を付与し、会員名簿に記載する。同時に入会手続きが完了した旨の通知を行うものとする。

2 入会日は年会費を入金した日とする。

(学生準会員から正会員への変更)

第6条 学生準会員が正会員になろうとするときは、本法人事務局に連絡し、所定の手続きをとるものとする。

(退会手続き)

第7条 定款第9条に基づき、会員は、所定の退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に本法人に対して告知しなければならない。

(届出内容の変更)

第8条 会員は、入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届出書に記入し、本法人事務局に提出しなければならない。

(会員情報の保護)

第9条 入会に際して得られた会員情報は、会員名簿の作成を含む本法人の活動以外の目的に使用してはならない。

(補則)

第 1 0 条 本規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

(附則)

第 1 1 条 本規則は、令和 3 年 1 0 月 3 0 日から施行する。